

## 資料 6

令和 8 年 3 月 24 日 (火)  
第 5 回子育て支援推進委員会

# こども誰でも通園制度の利用定員に係る意見聴取等について

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用定員の設定に係る意見聴取

### ① 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割

子育て支援推進委員会は、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。このことから、令和 8 年 4 月より開始するこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用定員の設定について、子育て支援推進委員会における意見聴取をお願いするものです。

- 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（小規模保育事業等）、乳児等通園支援事業の利用定員を定めるにあたり、意見を述べること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際し、意見を述べること。
- 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### ② 利用定員

乳児等通園支援事業においては、保育室の面積や保育士数等、一定の基準に基づき、市が確認する【利用定員】が設定されます。

### ③ 利用定員の設定

市では、乳児等通園支援事業者からの申請に基づき、以下の点に留意して、年齢ごとに利用定員を定めることとなります。

- 利用定員は、当該確認を受けた乳児等通園支援事業において、質の高い乳児等通園支援が提供されるよう設定する必要があること。
- 市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設の利用児童や職員配置等の現状や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

### ● 令和 8 年 4 月 1 日における利用定員について

	施設名	0 歳	1 歳	2 歳	合計
1	(公立) 臼井保育園		2 名		2 名
2	(公立) 志津保育園		4 名		4 名
3	(公立) 北志津保育園		2 名		2 名
4	(公立) 根郷保育園		2 名		2 名

※保育士 1 人あたり 2 名の受入で設定